

石川県公報

平成28年10月7日

第12942号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

告 示			
○救急病院の認定	(地域医療推進室)	1	○公共測量実施公告 (監理課) 3
○青少年に有害な興行の指定	(少子化対策監室)	1	○土地区画整理事業に係る換地処分公告 (都市計画課) 3
○青少年に有害な図書等の指定	(同)	2	公安委員会
			○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 4
			監査委員
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)		2	○財政的援助団体等監査結果公表 5
○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課)		2	○定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 6

告

示

石川県告示第455号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成28年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
小 松 ソ フ ィ ア 病 院	小松市沖周辺土地区画整理事業地内 仮地番5街区30号	平成28年10月1日	平成31年9月30日
公 立 松 任 石 川 中 央 病 院	白山市倉光三丁目8番地	平成28年10月6日	平成31年10月5日

石川県告示第456号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成28年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	変態だ	松竹ブロードキャスティング
〃	巨乳 vs 巨根 ～倒錯する塔愛～	オ ー ピ ー 映 画
〃	恋するプリンセス ぷりんぷりんなお尻	〃
〃	絶倫不倫 ギンギラギンにいやらしく	新 東 宝 映 画
〃	淫暴の夜 繰り返す正夢	オ ー ピ ー 映 画
〃	お嬢さん (原題) HANDMAIDEN	ファントム・フィルム(韓国)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

- 3 指定年月日
平成28年10月7日

石川県告示第457号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成28年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2016年11月号 (04333-11)	(株)エイダブリュコーポレーション 金 沢 支 社
〃	Nai Nai プレス北陸 2016年11月号 (06805-11)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成28年10月7日

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた。

平成28年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあつた年月日

平成28年9月15日

2 特定非営利活動法人の名称

NPO法人 い〜じい〜ねっと石川

3 代表者の氏名

有川 康二郎

4 主たる事務所の所在地

金沢市古府2丁目50番

5 定款に記載された目的

この法人は、「健康寿命をあと10年延ばそう」を合言葉に、子供から高齢者まで誰もが心身ともに健康で生き生きと生活できる社会の実現のため医療、介護などの専門職と地域住民が協働し、少子高齢化社会をサポートする仕組みをつくり具現化していくことを目的とする。

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意

見書を提出することができる。

平成28年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
藤田 晶美	小松市木場町口77番地	小松市木場町新43番地
宮本 隆史	小松市白江町タ413番地	小松市白江町ツ57番地ほか2筆
浅野 清利	小松市園町イ130番地	小松市園町へ85番地ほか4筆
公下 慎英	小松市園町ホ88番地1 ソレアー ドSONO102号	小松市園町ホ9番1
坂口 直樹	小松市島町チ8番地1	小松市島町ハ49番ほか4筆
木下 陽一	小松市島町ヌ166番地1	小松市島町ハ104番ほか4筆
北出 清康	小松市本江町ヨ65番地1	小松市本江町ハ12番
山崎 茂一	能美市秋常町ト163番地	能美市下清水町118番ほか1筆
農事組合法人 アグリスターオナガ	羽咋市尾長町ト72番地	羽咋市千代町131番ほか6筆
山本 久司	鳳珠郡穴水町字竹太24字37番地	鳳珠郡穴水町字古君ネ32番2ほか1筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成28年10月7日から同月21日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小松市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (小松市安宅新地区土地区画整理事業)	平成28年9月20日から 同年12月22日まで	小松市西北部地域

土地区画整理事業に係る換地処分公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があった。

平成28年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 土地区画整理事業の名称

白山都市計画事業松任駅前地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

白山市

3 換地処分の年月日

平成28年9月15日

4 換地処分の内容

平成28年8月29日付け石川県指令都第493号をもって認可した換地計画のとおり

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第124号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成28年10月7日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表623、624、625、626、686、687、688、689、692、693、694及び767の項を次のように改める。

623	市道弥生2丁目線1号	金沢市弥生2丁目1番8号先	国道157号方向から弥生さくら公園方向への左折及び市営グラウンド方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）
624	市道弥生2丁目線2号	金沢市弥生2丁目74番先	国道157号方向から弥生さくら公園方向への左折及び市営グラウンド方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）
625	市道弥生2丁目線2号	金沢市弥生2丁目812番先	泉中学校裏通り方向から市営グラウンド方向への左折及び弥生さくら公園方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）
626	市道弥生2丁目線1号	金沢市弥生2丁目22番21号先	泉中学校裏通り方向から市営グラウンド方向への左折及び弥生さくら公園方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）
686	市道弥生2丁目線3号	金沢市弥生2丁目3番4号先	南大通り方向から弥生さくら公園方向への左折及び城南通り方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）
687	市道弥生2丁目線4号	金沢市弥生2丁目198番先	南大通り方向から弥生さくら公園方向への左折及び城南通り方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）
688	市道弥生2丁目線11号	金沢市弥生2丁目17番3号先	南大通り方向から弥生さくら公園方向への左折及び城南通り方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）
689	市道弥生2丁目線11号	金沢市弥生2丁目15番13号先	泉が丘1丁目方向から城南通り方向への左折及び弥生さくら公園方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）
692	市道弥生2丁目線4号	金沢市弥生2丁目16番17号先	泉が丘1丁目方向から城南通り方向への左折及び弥生さくら公園方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）
693	市道弥生2丁目線7号	金沢市弥生2丁目10番15号先	南大通り方向から弥生さくら公園方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）
694	市道泉が丘1丁目線2号	金沢市泉が丘1丁目19番15号先	泉野交差点方向から弥生さくら公園方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）
767	市道弥生2丁目線3号	金沢市弥生2丁目19番13号先	弥生1丁目方向から城南通り方向への左折及び弥生さくら公園方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）

別表第7(歩行者用道路)金沢中警察署管内の表17の項を次のように改める。

17	市道弥生2丁目線12号	金沢市泉が丘1丁目14番13号先から 金沢市弥生2丁目1番1号先まで	約440 メートル	7:00から9:00 まで(土・日曜日、 休日を除く。)	自動車及 び原動機 付自転車
----	-------------	---------------------------------------	--------------	------------------------------------	----------------------

別表第9(追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止)羽咋警察署管内の表7の項を次のように改める。

7	市道羽咋286号線、国道415号	羽咋市宇土野い46番地1先から 羽咋市菅池町ホ4番地先まで		終日	約7,045 メートル
---	------------------	----------------------------------	--	----	----------------

別表第11(最高速度の指定)津幡警察署管内の表に次のように加える。

194	県道苜谷津幡線	河北郡津幡町字杉瀬イ4番地先から 河北郡津幡町字津幡ル1番地3先ま で	約400 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。)
-----	---------	---	--------------	----------------	----	--------------------------------

別表第11(最高速度の指定)羽咋警察署管内の表に次のように加える。

182	市道富永29号線、 市道富永76号線	羽咋市次場町197番先から 羽咋市若草町89番地先まで	約450 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を 除く。)
-----	-----------------------	--------------------------------	--------------	----------------	----	------------------

別表第11(最高速度の指定)羽咋警察署管内の表13の項を次のように改める。

13	国道415号	羽咋市福水町15番地先から 羽咋市菅池町ホ41番地先まで	約5,310 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。)
----	--------	---------------------------------	----------------	----------------	----	--------------------------------

別表第18(駐車禁止)羽咋警察署管内の表1の項を次のように改める。

1	市道羽咋286号、 国道415号	羽咋市川原町メ136番地4先 羽咋市菅池町ホ4番地先まで		約11,360 メートル	終日	車両
---	---------------------	---------------------------------	--	-----------------	----	----

別表第7(歩行者用道路)金沢中警察署管内の表50の項を次のように改める。

50	削		除	
----	---	--	---	--

別表第20(停止禁止部分の指定)金沢西警察署管内の表14の項を次のように改める。

14	削		除	
----	---	--	---	--

監 査 委 員

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成27年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年10月7日

石川県監査委員	作	野	広	昭
同	吉	田		修
同	浜	田		孝
同	岡	部	朋	代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
一般社団法人石川県トラック協会	平成28年9月1日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
石川県森林組合連合会	〃	〃
公益財団法人石川県林業労働対策基金	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター	〃	〃
公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター	〃	〃
一般社団法人石川県食品協会	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
学校法人稲置学園	〃	〃
社会福祉法人石川県社会福祉事業団	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
一般財団法人石川県金沢勤労者プラザ	〃	〃
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人石川県県民ボランティアセンター	平成28年9月6日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
ヒューマンネット・若草ホーム産業共同企業体	〃	公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
学校法人金沢学院大学	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人石川県文教会館	〃	〃
能美市商工会	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
一般社団法人石川県金沢食肉公社	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人能登半島地震振興基金	〃	〃
公益財団法人奥能登開発公社	〃	〃
石川の四季観光キャンペーン実行委員会	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成28年10月7日

石川県監査委員 作 野 広 昭
 同 吉 田 修
 同 浜 田 孝
 同 岡 部 朋 代

(別 紙)

税 第 994 - 1 号
 平成28年9月20日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成28年8月31日付け石監査第234号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないよう十分注意してください。	税務課	適正を欠く事態を生じたのは、特種用途自動車（一部）に係る自動車税について、税制改正に伴う電算システムの税率入力に誤りがあったことが原因でした。電算システムの変更入力に際しては、複数人（グループ）でのチェック体制を構築し、検証の徹底を図ることとしました。 また、上記に係る不足分の調定及び納入通知書の発行が遅延したことについては、再発防止策として標準処理期間を設定し、遅延防止体制を整えました。 今後、このような課税誤り等が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

